

令和元年第3回荒尾市議会（臨時会）

議 案 資 料



## 荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

平成31年3月29日に公布された「地方税法施行令等の一部を改正する政令」により、国民健康保険税の賦課限度額及び減額基準の一部について改正が行われたため、それに伴い荒尾市国民健康保険税条例について所要の改正を行うもの

## 国民健康保険税の賦課限度額の引上げ

区 分	現 行	改 正 後
基礎賦課分(医療給付費等分)	<u>5 8 万円</u>	<u>6 1 万円</u>
後期高齢者支援金等賦課分	1 9 万円	1 9 万円
介護納付金賦課分	1 6 万円	1 6 万円
合 計	<u>9 3 万円</u>	<u>9 6 万円</u>

## 国民健康保険税の減額対象の拡大

区 分	現 行	改 正 後
7割軽減世帯	所得合計額 ≤ 3 3 万円	同左
5割軽減世帯	所得合計額 ≤ 3 3 万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × <u>2 7 万 5 千 円</u>	所得合計額 ≤ 3 3 万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × <u>2 8 万円</u>
2割軽減世帯	所得合計額 ≤ 3 3 万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × <u>5 0 万円</u>	所得合計額 ≤ 3 3 万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × <u>5 1 万円</u>

(注)

所得合計額：地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額  
 特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、資格喪失日以後も引き続き同じ世帯に属するもの

施行期日：平成31年4月1日

適用区分：令和元年度以後の年度分の国民健康保険税から適用

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(課税額) 第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(課税額) 第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>

現 行	イ〜〜略
改 正 後	イ〜〜略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

地方税制改正に伴う荒尾市税条例等の一部改正の主な内容

改正項目	現 行		改 正 後		改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期
	非課税措置の対象者	合計所得金額	非課税措置の対象者	合計所得金額			
1 個人住民税における非課税の範囲	障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の者 ※令和3年度から上記合計所得金額となる(平成30年度改正済み。)	135万円以下	障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者	135万円以下	単身児童扶養者等非課税措置の対象に追加	第24条第1項第2号	令和3年度から
2 個人住民税における住宅ローン控除の控除期間の延長	平成26年4月～令和3年12月 所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円) 10年		平成26年4月～令和3年12月 所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円) 10年	今回の対策 令和元年10月～令和2年12月 同左 13年	消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間が3年延長されたため	附則第7条の3の2	居住者が令和元年10月1日から令和2年12月31日までの場合に適用
3 軽自動車税のグリーン化特例の見直し	平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規検査を受けたもの 軽課年度：令和元年度(初回新規検査の翌年度のみ)	75%軽減	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規検査を受けたもの 軽課年度：令和4年度及び令和5年度(初回新規検査の翌年度のみ) ※令和元年度及び令和2年度に初回新規検査を受けた分については、現行の特例措置を延長する。	電気自動車 天然ガス自動車 (平成30年規制適合又は平成21年規制から窒素酸化物10%低減達成) 令和2年度燃費基準+30%達成 令和2年度燃費基準+10%達成	環境性能割の導入を契機に、グリーン化特例の適用対象を、電気自動車等に限定	附則第16条	令和3年度から
4 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減	平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規検査を受けたもの ※電気自動車等を除き、平成30年規制から窒素酸化物50%低減(★★★★)又は平成17年規制から窒素酸化物75%低減(★★★★★)のものに限る。	75%軽減 50%軽減 25%軽減	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規検査を受けたもの ※電気自動車等を除き、平成30年規制から窒素酸化物50%低減(★★★★)又は平成17年規制から窒素酸化物75%低減(★★★★★)のものに限る。	電気自動車 天然ガス自動車 (平成30年規制適合又は平成21年規制から窒素酸化物10%低減達成) 令和2年度燃費基準+30%達成 令和2年度燃費基準+10%達成	消費税引き上げに伴う対応	附則第15条の2及び附則第15条の6	令和元年10月1日から令和2年9月30日まで取得した軽自動車に適用

## 荒尾市介護保険条例の一部改正について

令和元年10月以降の消費税率引上げに伴い、低所得者の保険料軽減強化を行うもの

## 【具体的な軽減幅】

段階	対象者	介護保険料（調整率）	
		平成30年4月～	平成31年4月～
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者</li> <li>・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者</li> <li>・境界層該当者</li> </ul>	31,320円 (0.45)	26,100円 (0.375)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者</li> <li>・境界層該当者</li> </ul>	52,200円 (0.75)	43,500円 (0.625)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者</li> <li>・境界層該当者</li> </ul>	52,200円 (0.75)	50,460円 (0.725)

※荒尾市平成30年度～令和2年度

介護保険料の基準額 69,600円

介護保険料 = 基準額 × 調整率

施行期日：平成31年4月1日

経過措置：令和元年度以後の年度分の保険料から適用

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(保険料率) 第2条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度及び平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>31,320円</u>とする。</p>	<p>(保険料率) 第2条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、平成30年度については<u>31,320円</u>と、平成31年度については<u>26,100円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の平成31年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>26,100円</u>」とあるのは、「<u>43,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の平成31年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>26,100円</u>」とあるのは、「<u>50,460円</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の荒尾市介護保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。